

第1章 総合計画のあらまし

第1節 計画策定の趣旨

我が国において急速に進む人口減少は、労働力の低下や国内市場の縮小、地域のつながりを支えてきた担い手の減少など、様々な影響を社会に及ぼしています。

また、本来であれば人類にとって望ましい人生100年時代の到来は、先行きの不透明感とともに、社会の在り方や人々の意識を変え始めています。その変化は必ずしも前向きなものばかりでなく、今日では「自分や家族の健康、病気のこと」、「生活のための収入、貯蓄のこと」、「介護が必要な状態になること」という長い人生に対する不安などを抱える市民は8割を超えるようになりました。

さらに最近では、しばらく前には考えもしなかった新型コロナウイルス感染症の世界的流行やロシアによるウクライナ侵攻が既存の行動様式や社会構造、国際秩序に深刻な打撃を与え、私たちの日々の生活も大きな影響を受けています。

こうした変化の激しい時代に、大勢に埋もれることなく、このまちに住む方々が幸せに暮らし、また、三条市民であることに誇りを持ち続けるためには、変化に柔軟に適応できるしなやかさ、持続可能性を私たちのまちが備えなければなりません。

子育てや教育はもとより、商工業や農業、観光、福祉といったあらゆる分野に不断に目を配り、今日の社会情勢や市民ニーズなどを的確に捉えた政策、施策を機敏に展開していくことが求められます。

まちは、周囲の動向によって常に変化を続けざるを得ない存在です。しかし、変化の渦中にあっても最善の道を追求し、時代に即した形へと果敢に、そして柔軟に変化させていくことが、いつまでも変わらない魅力を守り育てることにつながります。

この総合計画は、そうしたしなやかで持続可能なまちを実現するために今後の6年間で重点的に取り組む政策、施策の体系を示すものです。

第2節 計画の構成と期間

この総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

1 基本構想

市議会の議決を経て、三条市が目指すまちの姿を定めるとともに、その実現に向けた政策の大綱を示します。

基本構想の期間 令和5年度～令和10年度

2 基本計画

基本構想で示した目指すまちの姿及びその実現のための政策の大綱に基づき、

各分野の現状と課題を明らかにしつつ、その解決に向けた具体的な施策の体系を示します。

基本計画の期間 令和5年度～令和10年度

3 実施計画

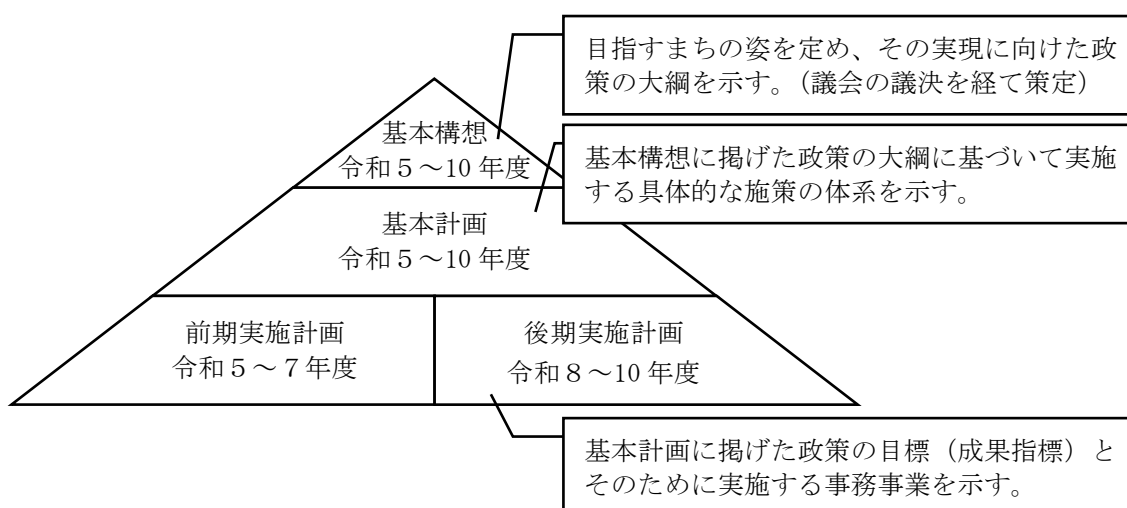
基本計画で示した各施策について到達すべき目標値（成果指標）とそのための具体的な取組を示します。

まず、令和5年度から令和7年度までの3年間を計画期間とする前期実施計画を策定し、各施策の目標値と実施する取組を設定します。

前期実施計画の終了後に、各取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえた上で、令和8年度から令和10年度までの3年間を計画期間とする後期実施計画を策定し、各施策の目標値と実施する取組を設定します。

前期実施計画の期間 令和5年度～令和7年度

後期実施計画の期間 令和8年度～令和10年度



第2章 三条市が目指すまちの姿

第1節 将来都市像

我が国の地方都市は、経済が発展し、利便性が向上していく過程で均質化され、個性豊かな風景や空間を失ってきました。そのように、数ある地方都市の中に埋没し、どこにでもあるどこかになってしまえば、持続的な発展に向けた道筋を見出すことは困難になります。

しかし、幸いなことに三条市は、まだそうした波に飲み込まれていません。四季折々の趣を見せる豊かな自然に囲まれた田園や川辺の風景、日々の暮らしに息づく先人から受け継いできた歴史と文化、進取果敢な気風が育んだ地域の発展を支えるものづくりの伝統、こうした今も残る三条市の個性や優位性を意識して守っていくことが、かけがえのない存在としての地位、多くの人を引きつける魅力、さらにはまちの持続可能性を高めることにつながります。

この考えの下、次代に伝えていくべき三条市の個性や優位性を端的に示す「豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちたものづくりのまち」を引き続き将来都市像に掲げます。

第2節 まちづくりの方向性

子どもから高齢者までの多くの市民が住みたいと実感できるまちは、市民以外の人も住んでみたいと感じる魅力的なまちです。そうしたまちを形成していくためには、子育てを楽しめる環境や優れた教育環境、生き生きと活躍できる環境や安心して働ける環境など、誰もが豊かに日々の生活を送ることができる基盤を整えていく必要があります。

多くの人に住みたい、住んでみたいと自然に感じる「選びたくなるまち三条」を目指し、社会の動向を的確に捉えながら、それぞれの世代やライフスタイル、地域の特性などに応じた各分野の魅力向上に取り組めます。

第3章 目指すまちの姿の実現に向けた政策の大綱

第1節 基本目標

1 子どもが健やかに育つ環境づくり

(1) 教育環境の充実

これまで築いてきた教育システムを洗練、深化させつつ、各学校の実情を踏まえた多様な他者との交流、切磋琢磨の機会のある更なる充実に取り組むとともに、多忙解消等を通じた意欲と能力のある教員の育成、計画的な施設の整備、改修等による良好な学習環境の形成といった学校教育を支える基盤の維持、強化などに取り組みます。

(2) 子育て環境の充実

様々な状況にある子育て世代に寄り添った精神的、物質的な支援の充実に取り組むとともに、安心してより積極的に子育てを楽しめる環境の形成に取り組みます。

(3) 子どもの育ちへの支援

特別な支援が必要な子ども、若者のそれぞれの状況に応じた切れ目のない総合的な支援を行うとともに、そのために必要な体制の充実に取り組みます。

2 持続可能で個性的な地域産業の振興

(1) 商工業の振興

人材不足や労働生産性の低さといった課題を克服し、このまちのアイデンティティである「ものづくり」を将来にわたり守っていくため、製品の高付加価値化に取り組むほか、所得の向上だけにとどまらない職場のウェルビーイングを実現することが雇用競争力の強化につながるのみならず、経済成長のエンジンにもなるという考えの下、必要な環境づくりに企業や各団体と共に取り組みます。また、今日的な競争優位を確保するため、デジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラル、働き方改革といった時代の変化に適応するための取組を進めます。

(2) 農林業の振興

経営の効率化、農産物の付加価値の向上などを通じた所得の増加に取り組み、農業の持続に欠かせない就農者の確保を図ります。

また、その魅力を十分に伝えられていない果物のプロモーション活動の充実などに取り組み、競争力の高い果物産地の形成を図ります。加えて、中山間地域の暮らしを守るため、当該地域で特に発揮される農業や森林の多面的機能の維持に取り組みます。

(3) 交流人口の拡大

当地域の「ものづくりのまち」、「アウトドアの聖地」などの潜在的な特長を最大限に生かした他地域との差別化に取り組むと共に、県と連携し外国人旅行者の当地域に対する認知度の向上を図ります。

また、国道 289 号八十里越区間の開通を見据え、関係機関と連携した広域観光の推進に取り組みます。

3 健康で心豊かに暮らせる環境づくり

(1) 健康づくりの推進

健康寿命を伸ばし、生活の質の向上を図るため、科学的知見や情報通信技術などを活用した疾病の早期発見、重症化予防に取り組むとともに、多様なアプローチによるヘルスリテラシーの向上に取り組みます。

(2) 安定した医療体制の確保

県央地域における持続可能で安定的な医療体制の構築に向け、医療人材の確保や圏域内の医療機関の機能分担、連携強化などに県と共に取り組みます。

(3) 地域包括ケアの推進

関係機関のネットワークの強化や担い手の確保、育成など、地域生活を営む上で支援を必要とする方の自立を支える体制の充実に取り組むとともに、支え合いや交流活動といった地域共生社会の基盤の整備に取り組みます。

(4) 生活における喜びや楽しみの創出

心の健康を保ち、精神的にも豊かに暮らしていけるよう、スポーツや文化芸術を始めとした生活に潤いを与える喜びや楽しみにつながる活動の充実、環境整備に取り組みます。

4 全ての人の尊厳を守るまちづくり

(1) 尊厳に対する感覚の深化

子どもや高齢者に対するいじめや虐待、ジェンダーギャップなどの課題に加え、職場でのハラスメントや性的少数者への無理解といった今日的な課題に対する理解の促進に取り組み、人の尊厳に対する感覚の深化を図ります。

(2) 尊厳を守る体制の強化

相談体制や情報収集体制、支援に係る関係機関の情報共有体制の充実に取り組み、問題の早期発見、効果的な解決を図ります。

5 住み良い地域づくり

(1) 生活環境の整備

快適な暮らしに欠かせない道路や公園といった社会インフラや利便性の高い公共交通システムなど、地域のニーズや社会情勢などを踏まえた今日的な生活環境の整備に取り組みます。

(2) 社会資本の適切な管理

少子高齢化や人口減少に伴い、公共施設等に対するニーズ等が変化していることを踏まえた最適化に取り組むとともに、長期的な視点に立った効果的、効率的な維持管理体制の構築に取り組みます。

(3) 安全、安心の確保

子どもが被害者となる犯罪や高齢者の事故などの未然防止に取り組むとともに、雪国の宿命である日常生活の妨げとなる降雪に対処する持続可能な体制の整備に取り組みます。

(4) 地域の維持、活性化

地域の生活を支え活力を維持する多様な担い手の確保や活躍の場の形成に取り組むとともに、交流活動などを通じた地域住民等の参画、当事者意識の醸成を図ります。

(5) 自然環境の保全

持続的発展が可能な自然と調和した豊かな生活環境を形成するため、身近な自然環境の保全と利活用の推進に取り組みます。

6 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強い社会資本等の整備

主に水害と地震を念頭に、災害による被害の発生を未然に防ぐ、また、被害を軽減するためのハード整備を関係機関と連携して推進します。

(2) 災害から命を守る仕組みづくり

ハード整備だけでは、命を守り切れない災害が発生することを前提に、自助、共助、公助の実効性を担保するための取組を進めます。

第2節 大切にする視点

三条市の個性や優位性を守りつつ、選びたくなるまち三条の実現に向けた幅広い領域の政策、施策を総合的、効果的に推進していくため、特に大切にする視点を以下の5つに整理します。

現代社会における諸般の情勢などを考慮したこれらの視点に基づき、各分野の取組を整合、連携させ政策、施策の統一性を確保します。

1 地域における暮らしの場の維持

長い年月をかけて培われてきた地域固有の歴史や文化、生活環境などは、そこに暮らす人々の誇りや愛着を育むものであり、また、それぞれの地域をかけがえのない存在としている重要な要素です。

過去数十年間の積み重ねの結果である人口減少の流れを直ちに止めることは不可能ですが、そうした中であっても暮らしの場を守り、地域を維持できてこそ、先人から脈々と受け継がれてきた総体としてのまちの魅力を保全することができます。

まちの魅力を次の世代に伝えていくため、各地域の暮らしの場を守り、その個性を生かしたまちづくりを進めます。

2 転出の抑制、転入の促進及び自然動態の改善

当市の人口動態の課題は、若年層の進学等に伴う流出と就職等に伴う復元力の弱さです。この課題の解決には、収入を得る「働く場」、安らぎと活力を得る「生活の場」のそれぞれの魅力を高めていくほかありません。

三条市は、新潟市と長岡市に挟まれた地域でありながら、県内経済圏の一極を担い、高い雇用吸収力を有しています。この「働く場」としての魅力は、時代の変化に的確に対応しながら今後も維持していくことが求められます。

一方で、住宅の購入や結婚などを契機に、三条市から他市町村に移り住む人も少なくありません。未来に明るい希望が持てるように「働く場」としての魅力を維持向上させつつ、「生活の場」としての魅力を地道に高めていくことが必要です。

そしてこれらの取組は、若年世代に暮らしの安心感をもたらし、中長期的に自然動態の改善にも寄与すると考えられます。

三条市の人口動態の課題の解決に向け、引き続き当地域の特徴を踏まえた転出の抑制及び転入の促進、自然動態の改善に取り組めます。

3 多様性の尊重

国連の調査によると我が国は、健康寿命や1人当たりのGDPといった客観的な幸福度は比較的高いものの、主観的な幸福度は低いとされています。

客観的な幸福度は高いにもかかわらず、豊かさを実感できない状況は、社会に漂う閉塞感と無関係ではありません。

主観的な幸福度の向上には、生き方や働き方の選択肢を増やし、自己決定できるようにするなど、人生における選択の自由度を高め、個が生かされる環境を整えていくことが重要です。

そのために、これまでの社会が必ずしも重視してこなかった多様性の尊重、寛容、他者への配慮といった価値観を大切にしていくことが必要です。

また、経済成長だけでなく、環境の保全やゆとりの確保といった生活の質を大切にす価値観を尊重していくことも豊かさを実感できる社会の形成には欠かせません。

違いを許容しない閉鎖的、抑圧的な社会に陥ることなく、互いに認め合い、支え合いながら、誰もが安心して暮らしていくことのできる豊かな社会の形成に取り組めます。

4 新たな技術の活用

技術の進歩は、これまでの歴史において、人々の生活や働き方、産業構造などに大きな影響を及ぼしてきました。

近年においても急速に発達するデジタル技術を始め、様々な技術が目覚ましく進歩しており、国においては、誰もがデジタル化の恩恵を享受するための基盤と

してマイナンバーカードの普及を強力に進めています。

それらの様々な技術は、生産性の向上や働き方改革、社会インフラの維持管理、自然災害への対応といった、今日的な課題の解決に大きく寄与することが期待されます。また、単に課題を解決するだけにとどまらず、私たちの日々の生活を更に便利で快適なものとしてくれる可能性も秘めています。

既存の制度や仕組みを前提とすることなく、積極的かつ柔軟に新たな技術やツールを活用していくことで社会の課題の解決や利便性の向上を目指します。

5 情報発信の強化

このまちには、世界に誇るものづくりの伝統や技術、豊かな自然に育まれた質の高い農作物など、本質を変えずにセンス良く編集することで他の地域と大きく差別化できる資源が数多く存在します。

それらを戦略的に全国に発信し、高く評価してもらうことは、市民のまちに対する誇りや愛着を育みます。そしてそれは、まちづくりへの自律的、主体的な参画を促すことにつながるとともに、間接的に前述の転出の抑制、転入の促進にも良い影響を与えます。

加えて、対外的な知名度の向上といった「まちのイメージアップ」の取組に対する市民の満足度は、徐々に向上しているものの、高い水準にはなく、大きな伸び代も期待できます。

また、いかに優れた施策を展開したとしても、それを求める市民に認知されなければ、それぞれの施策は真価を発揮できません。「良いものや良いことは、いつか自然に知ってもらえるはず」という誤った思い込みを捨て、貪欲に各種の取組を発信していくことが必要です。

市民のまちに対する誇りや愛着の醸成、三条市のファンの獲得、施策の効果の最大化を図るため、多様な手段による市内外への情報発信の強化に取り組みます。